

令和7年度 第1回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

(1) 議案第1号 要綱改正について

<目次>

1. 大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱(改正案)	1
2. 新旧対照表	5
3. 参考資料	8

(案)

大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、**地域公共交通計画**の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)に基づき、地域の実情に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保等について協議を行うため、大牟田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること
- (3) 地域公共交通計画に定められた事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通の活性化に必要なこと
- (5) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の**態様等**に関すること
- (6) **交通空白地有償運送**の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (7) **前5、6号**に掲げるもののほか、その他これらに関し必要なこと
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること

2 協議会は、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃料金部会を置き、一般乗合旅客自動車運送業の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大牟田市長又はその指名する者
- (2) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 一般定期航路事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 関係行政機関の代表者又はその指名する者
- (8) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (9) 市民又は利用者の代表

(案)

- (10) 学識経験者
- (11) 商工関係の代表者又はその指名する者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、大牟田市長又はその指名する者とする。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する者とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 特定の地域に関する事、又は特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(オブザーバー)

第7条 協議会のオブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べるることができるものとする。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、協議会を書面で開催し決議を行うことができる。

(案)

- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 前8項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(合同協議会)

第9条 周辺地域との調整を要する事項を協議するため、他協議会との合同協議会を置くことができる。

- 2 合同協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について、特定の地域に関する検討又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃料金部会)

第11条 運賃料金部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大牟田市長又はその指名する者
- (2) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

2 運賃料金部会に部会長を置き、前項第1号に規定する者がこれに充たる。

3 運賃料金部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第12条 協議会及び運賃料金部会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課に置く。

(監査)

第14条 協議会は、監査委員を置くものとし、その定数は、2人以内とする。

- 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(案)

(経費及び財務)

第15条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

- 2 協議会の開催に係る経費の一部又は全部は、大牟田市において負担する。
- 3 その他協議会に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

付 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年6月〇〇日から施行する。

大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>(設置目的) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、<u>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づく生活交通確保維持改善計画</u>の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域の実情に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保等について協議を行うため、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 生活交通確保維持改善計画の策定、変更、実施に係る連絡調整に関すること</u> <u>(6) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること</u> <u>(7) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること</u> <u>(8) 前6、7号に掲げるもののほか、その他これらに関し必要なこと</u> <u>(9) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること</u></p>	<p style="text-align: center;">大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>(設置目的) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、<u>地域公共交通計画</u>の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき、地域の実情に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保等について協議を行うため、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関すること</u> <u>(6) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること</u> <u>(7) 前5、6号に掲げるもののほか、その他これらに関し必要なこと</u> <u>(8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること</u></p>

第3条～第10条 (略)

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 (略)

(監査)

第13条 (略)

(経費及び財務)

第14条 (略)

2 協議会は、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃料金部会を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

第3条～第10条 (略)

(運賃料金部会)

第11条 運賃料金部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 大牟田市長又はその指名する者

(2) 福岡運輸支局長又はその指名する者

(3) 市民又は利用者の代表

(4) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

2 運賃料金部会に部会長を置き、前項第1号に規定する者がこれに充たる。

3 運賃料金部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第12条 協議会及び運賃料金部会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第13条 (略)

(監査)

第14条 (略)

(経費及び財務)

第15条 (略)

(その他)
第 15 条 (略)

(その他)
第 16 条 (略)

付 則

この要綱は、令和7年6月〇〇日から施行する。

これまでの補助制度は、要綱に基づく補助計画を作成することとし、**法定計画（地域公共交通計画）の作成を補助要件としていなかったが**、今後は乗合バス等への**補助制度と連動化**させることにより、**市町村等による地域公共交通計画の作成を促進**。（令和3年4月に要綱を改正。令和6年までの経過措置あり。）

・**幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する**広域的な地域公共交通計画**に位置付けることを想定。**フィーダー補助**は、主に**市町村単位で作成される地域公共交通計画**に位置付けることを想定。また、これらの計画を作成する際には、**都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会において協議がなされることが必要**。

幹線 作成主体：都道府県又は市町村

- ・幹線を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
 - 幹線沿線の単独市町村が個々に計画作成
(※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり)
 - 幹線沿線の複数市町村が共同して計画作成
 - 都道府県による広域（都道府県全域又はブロックごと）での計画作成
- ・地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。（下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。）

＜例：鳥取県西部地域（地域公共交通網形成計画）＞

県内の地域公共交通における幹線の位置づけを明示している。

支線 作成主体：市町村

- ・フィーダーを位置づける場合、市町村が計画作成することを想定。
- ・地域の公共交通におけるフィーダーの位置づけ等を地域公共交通計画に記載。（フィーダーの位置づけについては、下記の例のように、少なくとも路線単位で位置関係がわかるように明示すること。）

＜例：八戸市（地域公共交通網形成計画）＞

市の地域公共交通における支線の位置づけを明示している。

- 幹線補助又はフィーダー補助を地域公共交通計画に位置付ける場合、
 - ・地域公共交通計画本体には、**補助系統の地域の公共交通における位置付け**や**地域公共交通確保維持事業の必要性**など、**マスタープランの内容とすべき事項を記載**するとともに、
 - ・これまで補助計画に位置付けられてきた**補助系統等に関する事項の詳細**については、原則として、**地域公共交通計画の「別紙」として位置づける**こととする。
- 別紙について、**地域公共交通計画の一部として、法定協議会における協議の手続等を経るものとする**。

これまでの補助制度

生活交通確保維持改善計画の記載事項

- ・地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- ・目標を達成するために行う事業及び実施主体
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

地域公共交通計画と連動した補助制度

① 地域公共交通計画に位置付ける事項

- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の**地域の公共交通における位置づけ・役割**
- ・上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持**事業の必要性**
- ・補助系統に係る**事業及び実施主体の概要**
- ・地域公共交通計画**全体の定量的な目標・効果とその評価手法**※
(※令和2年活性化再生法改正により義務付け)

② 地域公共交通計画の別紙として提出する事項（毎年度提出）

- ・地域公共交通確保維持**事業の内容及び実施主体に関する詳細**
- ・**補助系統の概要及び運送予定者**
- ・補助系統に関する**定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法**
- ・地域公共交通確保維持事業に要する**費用の総額、負担者、負担額**
- ・地域公共交通確保維持事業の**生産性を向上させる取組**（幹線系統のみ）
- ・**車両の取得や貨客混載の導入等**に関する事項
- ・その他、詳細な事項

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- ▶ 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- ▶ また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等[※]により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（運賃）協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例） ※（ ）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。